年 月 日

青森県知事

(特定非営利活動法人の名称)代表者氏名電話番号

## 認定特定非営利活動法人認定申請書

特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 設立の年月日
- 2 その他の事務所の所在地及び電話番号

## (備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 2 2には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
- 3 申請書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、法第45条第1項第1号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、①の書類を添付することを要しない。
  - ①実績判定期間(法第44条第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度(その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間(最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間)。以下同じ。)の末日以前5年(同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。)内の日を含む各事業年度の寄附者名簿(各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名(法人にあっては、その名称)及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。)(法第44条第2項第1号)
  - ②法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類(①の書類を除く。)及び 法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類(法第44条第2項第2号)[2 部]
  - ③寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類(法第44条第2項第3号) [2部]

## (注意事項)

- ・ 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が 経過していなければ認定申請書を提出することができません。
- ・ 過去に認定又は仮認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過した日 以後でなければ認定申請書を提出することができません。
- ・ 申請書には「認定申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)」に掲げる書類を添付してください。
- ・ 「その他の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。